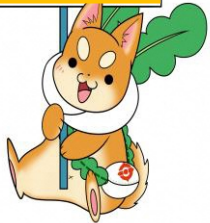




消費生活センター くらしナビ

解説

「格安スマホ」は今までの携帯電話会社との違いを
確認してから契約しましょう



格安スマホ会社では比較的安価な料金でサービスが提供される一方、今まで契約していた携帯電話会社と使用方法が変わったり、同じサービスを利用できない場合があります。

契約に際しては次の点に注意しましょう。

●無料で通話するためにはアプリの使用が必要となったり、今までの携帯電話会社では無料だったフィルタリングサービスや端末の故障・修理時の代替機等のサービス等が有料となる場合があります。契約時にしっかり説明を受け、理解して契約しましょう。

●実店舗がある会社はまだ少なく、電話での問い合わせ窓口やメールなどインターネット上の問い合わせ体制しかない場合もあります。契約の際にも実店舗であれば即日で終了する手続きでも、インターネット等から手続きする場合には時間がかかることもあります。今使っている携帯電話の解約時期がずれてしまい違約金が発生してしまったなど、乗り換えや解約でのトラブルもあるようです。インターネット上で格安スマホを申し込む場合は、日にちに余裕をもって申し込みましょう。

●格安スマホ会社以外で購入した端末を使用する場合は、格安スマホ会社が提供する SIM カードが利用可能か、また今まで使っていた携帯電話の SIM ロックの解除が可能かなどの確認も必ず行いましょう。

●格安スマホ会社の音声通話付きの通信契約は、電気通信事業法の「初期契約解除制度」の対象です。契約書面の受領日もしくはサービス提供開始日のいずれか遅い日を初日とする8日以内に契約解除を行う旨の書面を出すことで、無条件に通信契約を解除できます。ただし、端末の売買契約には解除の効果が及ばないため端末代金や契約解除までに利用したサービス利用料、事務手数料、契約解除後に番号ポータビリティによる転出を行う場合はその費用などを支払う必要があります。

格安スマホ会社との契約は今までの携帯電話等の契約と同じように認識していると思いきやトラブルになってしまうことがあります。格安スマホの契約の前には、サービス内容や使用方法、サポート体制等が自分の希望に沿ったものかを十分確認しましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間

午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン

188（局番なし）